

静岡県告示第267号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道	136号	下田市西本郷一丁目671番の1から 下田市敷根849番まで	前	10.6～27.3	54.0
			後	16.2～27.3	54.0

=====

静岡県告示第268号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	沼津市石川字廣町161番の15から 沼津市石川字廣町140番の9まで	前	-	-
			後	5.8～16.2	276.0

=====

静岡県告示第269号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	沼津市石川字廣町 162番の3地先から	前	4.7~10.3	616.8
		沼津市石川字荒久 405番の4地先まで	後	-	-

=====

静岡県告示第270号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	東柏原沼津線	沼津市植田字上原 47番の2地先から	前	5.7~35.5	10472.0
		沼津市幸町 93番地先まで	後	-	-

=====

静岡県告示第271号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	西椎路松長線	沼津市西椎路字蔵下 87番の4から	前	4.5~17.0	1378.6
		沼津市松長字北屋敷 190番の3地先まで	後	-	-

=====

静岡県告示第272号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	石川一本松線	沼津市原字新道 2604番の1地先から	前	4.2~8.0	234.7
		沼津市一本松字下道 556番の1地先まで	後	-	-

=====

静岡県告示第273号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	足高三枚橋線	沼津市共栄町 3番の8から	前	-	-
		沼津市日ノ出町 420番の5地先まで	後	13.9~31.6	1364.9

=====

静岡県告示第274号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	清水富士宮線	富士宮市内房字相沼 3387番の5から	前	2.3~21.1	37.5
		富士宮市内房字相沼 3387番の5まで	後	-	-

=====

静岡県告示第275号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更	敷地の幅員	延長

			前後別	(m)	(m)
県道	三沢富士宮線	富士宮市大鹿窪字三沢 955 番の 4 から 富士宮市西山字霧ヶ窪 2931 番の 14 地先まで	前	Ⓐ 6.0～12.8	Ⓐ 116.6
			後	Ⓑ 9.9～16.6	Ⓑ 119.7

=====

静岡県告示第276号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津榛原線	焼津市吉永字下川原 1225 番の 4 から 焼津市吉永字上田中 1023 番の 4 まで	前	11.0～27.0	312.7
			後	0.0～0.0	0.0

=====

静岡県告示第277号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津榛原線	焼津市吉永字下川原 1024 番の 4 から	前	5.0~15.0	1,665.0
		焼津市飯淵字中区 1351 番の 3 まで	後	0.0~0.0	0.0

=====

静岡県告示第278号

令和6年4月1日付けで、道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	焼津榛原線	焼津市吉永字宮島 2867 番から	前	0.0~0.0	0.0
		焼津市利右衛門字六軒屋 2885 番まで	後	25.0~25.0	560.0

=====

静岡県告示第279号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月29日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	静岡朝比奈藤枝線	藤枝市岡部町宮島字屋敷添 913番の4から	前	7.4~14.9	152.0
		藤枝市岡部町宮島字板取842 番の2まで	後	14.8~22.3	152.0